

港区契約事務規則（抜粋）

（特定の随意契約を行う場合の手続）

第三十九条の三 契約担当者は、施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定により随意契約をするときは、第一号に掲げる事項を公表し、当該契約を締結したときは、第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 契約内容、相手方の決定方法及び選定基準、その他必要な事項
- 二 契約の締結状況その他必要な事項